

岐阜県聴覚障害者情報センター評価員会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜県聴覚障害者情報センター評価員会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 会議は次に掲げる事項について、意見交換することを目的とする。

- 一 指定管理者による岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運営状況
- 二 その他前号に関連し、知事が必要と認める事項

（組織）

第3条 評価員は、5人以内とする。

- 2 会議に会長を置き、評価員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する評価員がその職務を代理する。

（任期）

第4条 評価員の任期は3年とする。ただし、補欠の評価員の任期は、前任者の残任期間とする。評価員は、再任されることができる。

（会議）

第5条 会議は、岐阜県健康福祉部障害福祉課長（以下「障害福祉課長」という。）が招集する。

- 2 障害福祉課長は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会議は原則公開とする。会議結果は事務局が作成し、各評価員の同意を得て公表する。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、岐阜県健康福祉部障害福祉課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、障害福祉課長が会長と協議のうえ定める。

附則

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。